

経済産業省

20190308保局第5号

「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈の基準について」を次のように定める。

平成31年3月15日

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官 福島 洋



液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈の基準について

「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈の基準について」を別紙のとおり制定する。

附 則

1. この規程は、平成31年5月1日から施行する。
2. この規程による制定後の別添4 液化石油ガス保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の運用及び解釈について第16条（販売方法の基準）関係1.（1）によって明示すべき事項については、平成31年10月31日までの間は、なお従前の例によることができる。
3. なお、この規程の制定に伴い、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈について」（平成26年10月22日付20140901商局第3号）は平成31年4月30日をもって廃止する。

(別紙)

20190308保局第5号

平成31年3月15日

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する
法律及び関係政省令の運用及び解釈について

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、同法施行令、手数料令及び施行規則等の運用及び解釈を別添1から4までのとおり定めたので、通知する。

別添1 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の
運用及び解釈について 【器具関係部分のみ抜粋】

別添2 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施
行令の運用及び解釈について 【器具関係部分のみ抜粋】

別添3 【省略】

別添4 【省略】

別添1 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の運用及び解釈について（器具関係部分のみ）

第39条（販売の制限）関係

「販売の事業」とは、対価を受けることを条件として、継続反覆して液化石油ガス器具等を譲り渡すことをいい、液化石油ガス器具等を一回的に譲渡するような者は、本条の販売の事業に当たらない。

第41条（事業の届出）関係

液化石油ガス器具等の「製造」とは、省令で定める型式の区分ごとに液化石油ガス器具等を完成させることをいい、部品だけの製造は含まれない。また、自己の設計の下、全製造工程を下請けさせる場合においても、完成品の検査を自己の責任において行い、かつ、アフターサービスも行うような場合には製造事業者に含まれると解し、届け出ることができる。

別添 2 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令の運用及び解釈について（器具関係部分のみ）

第 3 条（液化石油ガス器具等）及び第 4 条（特定液化石油ガス器具等）関係

1. 別表第 1 第 2 号イ及び別表第 2 第 1 号中、「容器が部品又は附属品として取り付けられる構造のもの」のうち、「容器が部品として取り付けられる構造のもの」とは、次の構造のものをいう。

- ① 容器が組み込まれる構造のもの
- ② 容器に燃焼器を直接取り付ける構造のもの（①を除く。）
- ③ 内容積が 5 リットル以下の容器と燃焼器を硬質管以外の管によって接続する構造のもので、当該燃焼器と硬質管以外の管の接続方法がホースエンドによる差し込み式以外の方法のものであり、かつ、当該容器に日本工業規格 B 8 2 4 5（2 0 0 4）液化石油ガス容器用弁に定める規格の適用を受ける弁を使用しないもの

「容器が附属品として取り付けられる構造のもの」とは、内容積が 5 リットル以下の容器と燃焼器を硬質管以外の管によって接続する構造のもので、当該燃焼器と硬質管以外の管の接続方法がホースエンドによる差し込み式以外の方法のものであり、かつ、当該容器に日本工業規格 B 8 2 4 5（2 0 0 4）液化石油ガス容器用弁に定める規格の適用を受ける弁を使用するものをいう。

2. 別表第 1 第 3 号及び別表第 2 第 2 号中「液化石油ガス用瞬間湯沸器」とは、給水に連動してガス通路を開閉することができる機能をもち、水が熱交換器を通過する間に加熱される構造の給湯機をいい、もっぱら給湯の用に供するもののみならず、床暖房、浴室乾燥、ふろ追い焚きその他の用に供するため、水等の熱媒体を加熱し、循環させる機能を併せもつガス給湯温水熱源機を含む。

3. 別表第 1 第 5 号及び別表第 2 第 3 号中「液化石油ガス用バーナー付ふろがま」とは、次の①及び②の要件に適合するものをいい、給湯機能を併せもつものを含む。

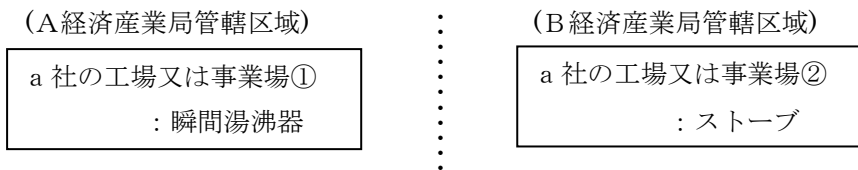
- ① ふろがまにふろバーナーが固定されているか又は容易に取り外すことができない方法で取り付けられていること。
- ② 輸送時の梱包がふろバーナーを取り付けた状態であるもの。

4. 別表第 1 第 6 号及び別表第 2 第 4 号中「液化石油ガス用バーナーを使用することができるふろがま」とは、液化石油ガス用ふろバーナーを使用することが可能なふろがまをいい、都市ガス用ふろバーナーを使用することもできるいわゆる液化石油ガスと都市ガス兼用のふろがまを含む。したがって都市ガス専用のふろがまは除かれる。

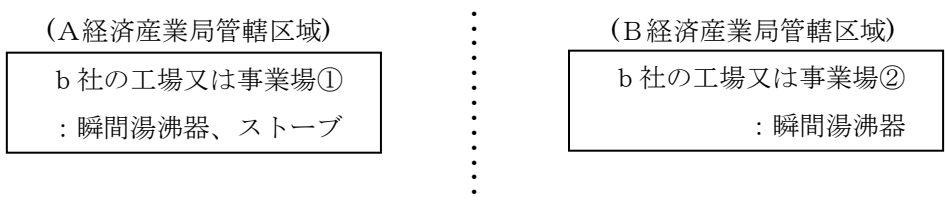
5. 別表第1第5号及び第6号並びに別表第2第3号及び第4号中「ふろがま」には、ボイラ及び圧力容器安全規則（昭和34年労働省令第3号）の適用を受けるボイラを含まない。
6. 別表第1第9号及び別表第2第7号中「液化石油ガス用ガス栓」とは、調整器（燃焼器具から最も近いものをいう。）から燃焼器具までの間に設置される供給管又は配管に主として接続されるものをいう。
- ただし、ガス栓のうちホースガス栓であって本体が箱内に収納されるボックスガス栓であって、本体と入口側接続部が分離できるものは、本体のみをもってガス栓と見なすことができる。

第14条（権限の委任）関係

1. 第5項の規定により液化石油ガス器具等の製造事業者の工場が一の経済産業局の管轄区域内のみに設置されている場合並びに第6項の規定により液化石油ガス器具等の輸入又は販売の事業を行う事務所又は営業所が一の経済産業局の管轄区域内のみに設置されている場合には、当該製造、輸入又は販売の事業を行う者に係る輸出例外届出は当該区域を管轄する経済産業局長に提出されることとなる。この場合、液化石油ガス器具等の種類は問わないので図のような場合には、経済産業大臣（本省）に提出されることとなる。



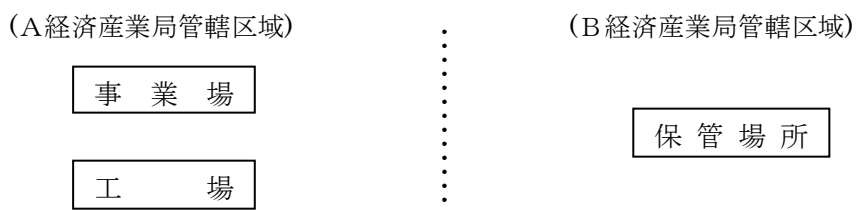
2. 第7項の規定により一の届出区分に係る液化石油ガス器具等の製造事業者の工場が一の経済産業局の管轄区域内のみに設置されている場合及び第8項の規定により一の届出区分に係る液化石油ガス器具等の輸入の事業を行う営業所等が一の経済産業局の管轄区域内のみに設置されている場合には、当該工場又は営業所等の所在地を管轄する経済産業局長が行うこととなる。本委任は、届出区分ごとに行われるので図のような工場等を有する事業者の場合、ストーブについてはA経済産業局所管、瞬間湯沸器については本省所管となる。



3. 第9項及び第14項の規定により経済産業局長は、その管轄区域内にある液化石油ガス器具等の製造又は輸入の事業を行う者の工場、事業場、事務所、

営業所、液化石油ガス器具等の保管場所等に対する改善命令、表示の禁止又は立入検査等を行うこととなる。

この場合、図のように届出事業者の所管経済産業局長と立入検査等を行う経済産業局長が異なる場合もあるので、行政実務の実効性が確保されるよう、事業の届出を受けた経済産業局において管轄区域外にある倉庫等の所在地を把握し、管轄する経済産業局に資料を送付するものとする。



4. 第10項の規定により、経済産業局長又は産業保安監督部長は、その管轄区域内に販売所を有する経済産業大臣又はその経済産業局長及び産業保安監督部長の登録を受けた液化石油ガス販売事業者に係る供給設備であれば、当該経済産業局長又は産業保安監督部長の管轄区域外に設置されているものについても立入検査をすることができる。
5. 第11項の規定により、産業保安監督部長は、その管轄区域内の経済産業大臣又はその経済産業局長及び産業保安監督部長の登録を受けた液化石油ガス販売事業者の販売所に係る保安業務を行っている保安機関の事業所であれば、当該産業保安監督部長の管轄区域外に所在地があるものについても立入検査をすることができる。